

## 平成20年度長野市保育料徴収基準額表 (月額)

( 現 行 )

国階層 区分	市階層 区分	定義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料	
			国基準	市保育料	国基準	市保育料
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0
2	B 1	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	0	0	0	0
	B 2		9,000	1,800	6,000	1,200
3	C 1	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	18,500	8,900	15,500	6,600
	C 2		19,500	9,900	16,500	7,600
4	D 1	前年度分所得税 課税世帯	13,500円未満	14,200		11,900
	D 2		13,500円以上 36,000円未満	30,000	19,400	27,000
	D 3		36,000円以上 72,000円未満		24,500	21,700
5	D 4	課税世帯	72,000円以上 108,000円未満		31,500	25,200
	D 5		108,000円以上 144,000円未満	44,500	40,500	36,400
	D 6		144,000円以上 180,000円未満		44,000	26,600
6	D 7	課税世帯	180,000円以上 252,000円未満		50,500	27,200
	D 8		252,000円以上 342,000円未満	61,000	53,600	38,200
	D 9		342,000円以上 459,000円未満		54,500	29,600
7	D 10	459,000円以上	80,000	55,600	38,200	30,700

( 改 正 案 )

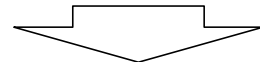
国階層 区分	市階層 区分	定義	保育料
1	A	生活保護法による被保護世帯	
2	B 1	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	
	B 2		
3	C 1	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	
	C 2		
4	D 1	前年度分所得税 課税世帯	7,500円未満
	D 2		7,500円以上 20,000円未満
	D 3		20,000円以上 40,000円未満
5	D 4	課税世帯	40,000円以上 60,000円未満
	D 5		60,000円以上 80,000円未満
	D 6		80,000円以上 103,000円未満
6	D 7	課税世帯	103,000円以上 183,000円未満
	D 8		183,000円以上 283,000円未満
	D 9		283,000円以上 413,000円未満
7	D 10	413,000円以上	



15

保育料額は現行のまま

保育料算定の基礎となる所得区分を国が7階層、市が15階層の区分にて実施。



平成20年度は国基準における第4～第7の前年分所得税額の範囲を、税制改正に合わせて定率減税廃止前の状況に割戻した上で、税源移譲に伴う税率変更に応じたもの下げ、保育料額はそのままとする。  
これにより、定率減税の廃止により所得税額が上がるが、そのために保育料が増加するのを抑止することとなる。

減添 4